

## 個人情報開示手続きのご案内

- 1 請求されたあなたの個人情報を開示するかどうかの決定は、受理の日から起算して15日以内に行うことになっています。  
決定については、決定通知書により通知します。開示する場合は、開示の日時及び場所等をこの決定通知書により通知します。  
なお、決定通知書は、決定があつてからあなたのところに到達するまで数日かかる場合がありますのでご了承ください。
- 2 やむを得ない理由により開示するかどうかの決定を15日以内に行うことができない場合は、期間を延長することがあります。この場合は、「個人情報開示決定期間延長通知書」により通知します。
- 3 開示を受ける際には、決定通知書及び本人又は代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券など）を必ず持参してください。  
なお、書類に写真が貼付されていない場合は、2種類以上の書類（健康保険証、年金証書など）の提示が必要になります。
- 4 開示した保有個人情報の写しの交付を希望される場合は、写しの作成に要する費用を負担していただきます。  
なお、写しの作成代金は、写し1枚につき、白黒10円、カラー50円です。  
※ 両面コピーの場合は、片面を1枚として計算し、A3判を超える大きさのものはA3判の用紙を用いた場合の枚数に換算して計算します。  
※ 郵便等の送付による写しの交付を希望される場合は、送付に要する費用及び写しの交付に要する費用を前納していただく必要があります。
- 5 未成年者の法定代理人が開示請求をされた場合は、担当する所属より電話等でご本人の請求の意思を確認させていただく場合があります。

名張市市民部市民相談室